

令和6年1月19日
地域振興部地域政策課
担当者：井上、伊藤
TEL：0852-22-5084、5083

「能登半島地震被災者生活支援金」の申請受付及び 島根県内への居住に関する相談窓口の設置について

島根県では、能登半島地震で被災した方々が、被災地から避難して島根県内に居住された場合に、次のとおり被災者生活支援金の制度を設け、当面の生活費を支給することで生活再建を支援します。

また、その支援金の支給申請の手続きなど、居住に関する相談に応じるための窓口を設置します。

1. 支援金の名称

能登半島地震被災者生活支援金

2. 支援金の主な内容

当面の生活費として、次の①と②の両方を満たす世帯（者）に対し、1世帯あたり30万円（単身世帯は15万円）を支給します。

- ① 従来住んでいた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなり、被災地から島根県に避難した世帯（者）
- ② 支援金の交付を申請した日から1か月以上の期間、島根県内の賃貸借住宅（公営住宅、民間賃貸借住宅等）に居住する世帯（者）

3. 受付開始日及び受付時間

令和6年1月19日（金）以降、平日の8時30分～17時15分

4. お問い合わせ先（申請書の提出先）

〒690-8501 島根県 松江市 殿町 1番地

島根県 地域振興部 地域政策課（島根県庁4階）

【生活支援金の申請】TEL：0852-22-5083（担当：伊藤）

【居住に関する相談】TEL：0852-22-5084（担当：井上）

※ 他の関係部局・機関へお繋ぎする際は、折り返しご連絡するまでに時間を要する場合もございますので、その際はご了承ください。

5. その他

島根県ホームページ（能登半島地震被災者生活支援金）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/chiikiseisaku/>